

令和5年4月1日

施設利用者様各位

三重県営サンアリーナ
指定管理者
株式会社スコルチャ三重

「三重県営サンアリーナ利用許可申請書」の改定について

平素は三重県営サンアリーナをご利用頂き誠にありがとうございます。

この度、三重県の指示により、「三重県営サンアリーナ利用許可申請書（以下、申請書とする）」を次のとおり改定しましたのでお知らせいたします。ご理解ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

【改定日】

令和5年4月1日

【改定理由】

令和4年5月19日施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に対応する為。

【改定箇所】

従前の申請書に「尚、利用に当たっては不当な差別その他の人権侵害行為を行いません」を加筆。

以上